

[民族教育の未来をともにつくるネットワーク愛知 ととりの会 会則]

第 1 条 (名称と所在地)

本会は『民族教育の未来をともにつくるネットワーク愛知 ととりの会』と称し、事務所を愛知県豊明市栄町南館 55 番地に置く。

第 2 条 (目的)

朝鮮学校の権利が守られ、安心して民族教育を継続、発展させることのできる社会の実現を目的とする。

第 3 条 (活動と事業)

本会は、この目的達成に向けて、次のような事業と活動に取り組む。

- ① 朝鮮学校との交流
- ② 朝鮮学校の教育環境整備への支援
- ③ 民族教育の権利を保障するための運動
- ④ 会報の発行と SNS などを用いた広報
- ⑤ 立場・意見の違いを乗り越えた、多彩で広範なネットワークの形成
- ⑥ 本会の目的達成に関わる諸事業

第 4 条 (加入と構成)

本会の会員は本会の目的に賛同して加入した会員と賛助(カンパ)会員で構成し、個人・団体にかかわらず互いに対等・平等である。

第 5 条 (運営)

本会は、総会、事務局会議でもって運営する。

- ① 総会は、本会の最高意思決定機関であり、個人会員並びに団体会員の代表でもって構成し、原則として年 1 回開催する。
- ② 事務局会議は、総会の決定事項の執行ならびに本会の日常業務のための意思決定及び執行機関であり、本会の役員でもって構成し、随時開催する。

第 6 条 (役員)

本会は、次の役員を置き、役員は総会において選任する。

役員の任期は 1 年であり、再任することができる。

共同代表若干名、事務局長 1 名、事務局次長若干名、事務局員若干名、会計監査 1 名、相談役若干名。

第 7 条 (事務局会議と運営)

本会には共同代表と事務局員で構成する事務局会議を置く。事務局会議は、前第 3 条記載の活動について、協議し、決定し、執行する。

第 8 条 (財政)

本会の財政は会費および賛助金(カンパ)、その他の収入でもって充てる。

会費は年間一口 1 千円とする。

会計年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとし、一会計年度ごとに、直近の総会で会計報告を行う。

第 9 条 (付則) 本会の会則は 2021 年 4 月 1 日より施行する。